

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業雇用安定支援臨時給付金制度が変わりました

☎商業観光課☎70・5685(製造業以外)、工業振興企業誘致課☎70・5661(製造業)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業者や個人事業主を支援するため、5月12日から受け付けをしている中小企業雇用安定支援臨時給付金について、①支給対象期間②必要書類③申請期限を変更しました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶☎ 令和2年4月1日～9月30日の間を判定基礎期間とした雇用調整助成金の支給申請をした、市内中小・小規模企業者(個人事業主を含む) ▶**給付額** 中小企業者な

どは30万円、小規模企業者は20万円 ▶**必要書類** 申請書(市ホームページからダウンロード可)、雇用調整助成金支給申請書の写し(県労働局が受理したものに限定せず、国が受理したものでも可)、請求書(市ホームページからダウンロード可)など ▶☎ 必要書類を12月28日(消印有効)までに〒252-1192市役所商業観光課(製造業以外)か工業振興企業誘致課(製造業)へ郵送

市職員を募集します

土木(民間企業等経験者)、機械[設備]、保育士、保健師

☎職員課☎70・5607

次のとおり市職員を募集します。現役の職員が仕事の内容を市ホームページで紹介しているので、参考にしてください。

▶**試験区分など** 表のとおり ▶**第1次試験日** 9月20日(日) ▶☎ 市役所会議室など ▶☎▶**期間** 8月12日～19日(必着) ▶**方法** 市ホームページから電子申請か簡易書留 ▶**受験案内・申込書配布** 職員課(土・日曜日は市民課)、保健福祉プラザ(市ホームページからダウンロード可) ▶**その他** 詳細は受験案内参照

試験区分(レベル)	受験資格	採用予定時期
土木 (民間企業等経験者・大学卒程度)	昭和52年4月2日～昭和62年4月1日生まれで、民間企業や公共機関などにおいて、土木工事の計画、設計、施工管理などの経験が通算10年以上ある方	来 年 4 月 以 降
機械[設備] (大学卒程度)	昭和62年4月2日～平成11年4月1日生まれで、学校教育法に規定する大学の機械に関する学部・学科を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の知識を有する方	
保育士 (短大卒程度)	昭和62年4月2日以降生まれで、保育士の資格を有する(来年3月末までに保育士資格取得見込みを含む)方 ※県で実施の地域限定保育士試験における資格取得見込者を含む	
保健師 (大学卒程度)	昭和62年4月2日以降生まれで、保健師資格を有する(来年3月末までに保健師資格取得見込みを含む)方	

児童扶養手当など

利用者は年1回の届け出を

☎子育て支援課☎70・5664

子育てを支援する次の制度を利用している場合、継続して利用する資格があるか審査するため、年1回の届け出が必要です。届け出をしないと手当や助成を受けられなくなります。対象者は、子育て支援課へ直接届け出てください。詳しくは、7月下旬に郵送した書類を参照してください。ひとり親世帯臨時特別給付金の受け付けも行っています。同給付金については、広報あやせ7月15日号か市ホームページをご覧ください。

児童扶養手当(現況届)

▶☎ 児童扶養手当(ひとり親家庭の方への手当)を受けている方(所得制限での支給停止者を含む) ▶**期間** 8月3日～31日 ▶☎ 印鑑、手当証書

特別児童扶養手当(所得状況届)

▶☎ 特別児童扶養手当を受けている方(所得制限での支給停止者を含む) ▶**期間** 8月12日～9月11日 ▶☎ 印鑑、手当証書、家族全員分の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

ひとり親家庭等福祉医療証(現況届)

▶☎ ひとり親家庭等福祉医療証を受けている方 ▶**期間** 8月11日～9月10日 ▶☎ 印鑑、同医療証、健康保険証(カードの場合は対象者全員分) ▶**その他** 児童扶養手当の現況届を行った方は、同医療証の届け出を省略可

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時給付金や支援一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方に対して、各種給付金の給付や支援を行っています。詳しくは、各問い合わせ先へ問い合わせください。

NO.	制度名	対	内容	対
1	〔市〕中小企業融資利子補給	県の売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件)や新型コロナウイルス対策特別融資(セーフティネット保証4号別枠)、新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)を利用し、融資利子を支払った事業者 ※対象者には、12月ごろに市から申請書類を個別に送付します	対象の融資に係る利子の一部補助	製造業の方は工業振興企業誘致課☎70・5661 製造業以外の方は商業観光課☎70・5685
2	〔市〕中小企業雇用安定支援臨時給付金	国の雇用調整助成金を申請した市内中小・小規模企業者(個人事業主を含む)	1事業者30万円を支給(小規模企業者には20万円を支給)	
3	特別定額給付金	市の住民基本台帳に記録されている方(受給権者は世帯主)	対象者1人につき10万円を支給	企画課特別定額給付金担当 ☎70・5686
4	ひとり親世帯臨時特別給付金	①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金受給者で6月分児童扶養手当の支給が全額停止 ③新型コロナウイルス感染症の影響で児童扶養手当受給者と同じ水準の収入になる方	1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算(対象の①か②に該当し感染症の影響で収入が減少した方には1世帯5万円を追加給付)	子育て支援課☎70・5664
5	生活困窮者自立支援	経済的に困っている方	自立相談支援、住居確保給付金の支給	福祉総務課☎70・5624
6	市税の徴収猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少している方	1年間、市税の徴収の猶予	収納課☎70・5663
7	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより著しく収入が下がった方など	国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課☎70・5617
8	傷病手当金	国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休み、給与が全額受け取れないか一部減額された方	直近で継続した3か月間の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給	
9	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方	上下水道料金の支払いの猶予	海老名水道営業所 ☎046・234・4111
10	県営水道料金の減額	市の住民基本台帳に記録されている方	各世帯10%減額	
11	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった、委託を受けて個人で仕事をする保護者	2月27日～3月31日の間に就業できなかった日について1日当たり4100円を支給 4月1日～9月30日の間に就業できなかった日について1日当たり7500円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
12	介護保険料の減免及び徴収猶予	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休んだ方や著しく収入が下がった方	介護保険料の減免、徴収の猶予	高齢介護課☎70・5636

※〔市〕は市独自の給付・支援